

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1351号)

平成28年7月21日

横情審答申第1351号

平成28年7月21日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成27年9月18日中こ第1393号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「女性福祉相談票 相談番号 及び相談に関する文書」の個人情報一部開示  
決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「女性福祉相談票 相談番号 及び相談に関する文書」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中区子ども家庭支援課において請求者本人の施設に入所していた期間や日付がわかるもの全て」の個人情報本人開示請求（以下「請求1」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「女性福祉相談票 相談番号 及び相談に関する文書（請求者本人の施設に入所していた期間や日付がわかる部分）」（以下「個人情報1」という。）を特定して、平成27年7月28日付で行った個人情報一部開示決定（以下「処分1」という。）及び「中区子ども家庭支援課に特定年月から特定日までに（施設に入っていた期間を含む）全ての関係書類（いつからいつまで施設に入っていたかがわかる事が特に重要である）」の個人情報本人開示請求（以下「請求2」という。請求1及び請求2を併せて以下「本件請求」という。）に対し、「女性福祉相談票 相談番号 及び相談に関する文書」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を併せて以下「本件個人情報」という。）を特定して、平成27年8月17日付で行った個人情報一部開示決定（以下「処分2」という。処分1及び処分2を併せて以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち異議申立人（以下「申立人」という。）本人の相談内容及び相談経過、定例決裁簿の件名並びに女性福祉相談員の印影（以下「本件非開示部分」という。）については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第2号、第3号及び第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第22条第2号の該当性について

区福祉保健センターこども家庭支援課（以下「こども家庭支援課」という。）が行う女性福祉に関する相談（以下「女性福祉相談」という。）に係る相談内容の多くは、夫やパートナーなどからの暴力に関する相談である。本件非開示部分のうち相談内容及び相談経過を開示することで、相談者本人のみならず本人の家族等がその内容を知

る可能性は否定できず、加害者に相談内容が伝わった場合、本人への怒りや暴力がエスカレートする危険性も否定できない。相談業務の性質上、開示することで二次被害や追跡につながる危険性がないと相談内容のみから断定することは困難であり、相談者本人の生命、健康、生活を害するおそれがあることから本号に該当すると判断し、非開示とした。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

女性福祉相談員の印影は、申立人以外の特定の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、本号に該当し、非開示とした。また、当該女性福祉相談員は、嘱託員であることから、職員録等で氏名を公にしておらず、本号ただし書Aには該当しない。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

本件非開示部分のうち相談内容及び相談経過並びに定例決裁簿の件名には、相談者の安全確保のために行う区役所での支援方針や具体的な対応のほか、一時保護・婦人保護施設（以下「一時保護施設等」という。）の具体的な名称を含む他の関係機関との連携に関する情報が含まれている。

女性福祉相談事業は、こども家庭支援課単独でその解決ないし救済を行うことは少なく、神奈川県女性相談所等の関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）との密接、迅速な連携と協力体制が必要となることから、関係機関等との信頼関係が必要となる。しかし、本件非開示部分のうち相談内容及び相談経過を開示した場合、関係機関等がどのような方針の下にどのような対応をするかが明らかとなり、関係機関等との信頼関係の構築、維持にとって重大な支障が生じる。

また、一時保護施設等には、様々な事情を抱えた者が入所している。一時保護施設等の具体的な名称を開示することは、それが相談者本人に開示されるものであるとしても、本人以外の者がその内容を知る可能性は否定できない。その場合、相談者本人のみならず、他の相談者の安全確保にも支障をきたすおそれがある。このような事態が発生した場合には、女性福祉相談事業に対する信頼は失われ、相談者が安心して相談できなくなることは明らかであり、開示することは今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上のことから、本件非開示部分のうち相談内容及び相談経過を開示すると適切な情報管理や関係機関等との連携が困難となり、今後の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 申立人の主張について

申立人は、民間の一時保護施設等の名称は、一時保護施設等及び横浜市自身が公表しており、既に公になっている情報であるため開示すべきと主張している。しかし、当該名称を横浜市が公表している事実はなく、また、仮に、当該施設等が当該名称を公表していたとしても、中区役所が相談者をどのように支援しているかについての女性福祉相談事業の仕組みは明らかにされていない。したがって、当該名称に関しても、上記(1)及び(3)の理由から開示することはできない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 一時保護施設Aの名前は、既にインターネットや一般書店で販売されている書物等を用いて一時保護施設Aが自ら宣伝し公となっている情報である。横浜市も一時保護施設Aの運営資金に補助金を投入し、その補助金額及び理由を公表している。施設の所在地を開示して欲しいと請求した訳ではないから非開示とすべき理由はなく実施機関は条例の適用を誤っている。
- (3) 行く先もなく所持金もない申立人に対し、中区子ども家庭支援課の職員は今後一切提供できる施設はないと言い、何の支援もサポートもしてもらえなかったのは、申立人本人の生命を害するおそれがないと、実施機関が判断したことの証明である。
- (4) 中区子ども家庭支援課が、他機関へどのように情報提供を行ったのか、本当にしたのか疑いを持っており、申立人に対してどのように相談対応をしていたのか正しく知るために全ての開示が必要である。
- (5) 相談者本人に対して非開示とするならば、相談者は安心して相談できなくなることが明らかである。
- (6) なお、当審査会における意見陳述において、申立人は、当初、期限の限られた手続きを行うため入所期間を証明する書類が必要となったため証明書類の発行を求めたが、中区子ども家庭支援課では発行できないと言われたことから、申立人に関する記録のうち、当該情報が記載された部分に範囲を限定して請求1を行ったと陳述している。また、これまでの申立人の女性福祉相談に伴う一時保護施設等への入所等に関して、困窮している申立人の要望に対して希望する一時保護施設を紹介しないなど、適切に対応してくれなかったと申立人は考えている。そのことから、請求1を行った際の対

応も含めて、中区こども家庭支援課の対応に不満があり、自分に対してどのような対応をしたのか確認するため、当該課が保有する申立人に関する全ての記録について請求2を行ったと陳述している。

## 5 審査会の判断

### (1) 女性福祉相談事業について

こども家庭支援課では、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第3条及び第4条に基づく婦人相談員である女性福祉相談員（以下「女性福祉相談員」という。）が、婦人保護事業として、女性が抱える家庭・夫婦・経済・男女・性の問題等の悩みや不安についての女性福祉相談に応じ、相談者に対して必要な支援及び保護を行っている。

これらの問題について、こども家庭支援課単独でその解決及び救済を行うことは少なく、困難な問題は、関係機関等との密接、迅速な連携と協力体制の下で、解決を図っている。

### (2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、特定年月日に申立人から女性福祉相談を受けた以降に、女性福祉相談員が作成した申立人に係る女性福祉相談票（以下「本件相談票」という。）、申立人に係る相談に関する文書である中区こども家庭支援課と関係機関等との連絡文書（以下「本件連絡文書」という。）及び女性福祉相談に係る定例決裁簿（以下「本件定例決裁簿」という。）で構成される。個人情報1は、本件相談票及び本件連絡文書のうち、申立人が施設に入所していた期間や日付がわかる部分であり、個人情報2は、個人情報1を含む中区こども家庭支援課で保有する申立人に係る女性福祉相談に関する全ての記録であり、本件個人情報と一致する。

イ 本件相談票には、受付番号、受付年月日、経路、新規・再来の別、来所・電話・その他の別、氏名・現住所・生年月日・電話番号等の相談者に関する情報、相談内容（主訴及び内容）、対応、収入状況、家族構成、夫・男性の状況、子どもの状況、家族の状況、その他、決裁、年月日・記事等の記入欄に申立人にかかる事項が記録されており、このうち年月日・記事欄には、当初受付年月日からの相談経過及び相談内容の一部が時系列で記録されている。

実施機関は、このうち、電話番号、相談内容（主訴及び内容）の一部、対応、家族構成、子どもの状況、その他の一部、年月日・記事の各欄に記載された相談経過

及び相談内容並びに決裁欄に記録されている女性福祉相談員の印影を非開示としている。

ウ 本件連絡文書は、相談経過の一部として女性福祉相談票と共に管理されている。

実施機関は、本件連絡文書に記載された情報のうち、申立人の氏名・住所・生年月日・年齢・続柄、家族の氏名・年齢等を開示し、相談内容又は相談経過として記録された申立人本人及び家族に関する情報、あて名・発信者等の関係機関等の名称・所在に関する情報、関係機関等とのやり取りに関する情報並びに女性福祉相談員の氏名を非開示としている。

エ 本件定例決裁簿には、決裁欄、文書番号、起案・決裁月日、件名等が記録されている。

実施機関は、このうち、件名欄に記載されている中区こども家庭支援課の対応及び関係機関等に関する情報並びに決裁欄に記録されている女性福祉相談員の印影を非開示としている（女性福祉相談員の氏名及び印影を除き、本件処分において実施機関が非開示とした情報を総称して、以下「本件相談内容及び相談経過」という。）。

### (3) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」（以下「本人開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財産」を「生命等」という。）については、当該保有個人情報を開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件相談内容及び相談経過を開示すると、相談の性質上、申立人本人の生命等を害するおそれがあることから、本号に該当し非開示としたと主張する。一方で、申立人は、実施機関が申立人に対してどのように相談対応をしていたのか知るために開示すべきであると主張する。

ウ 本件相談内容及び相談経過を非開示とした本件処分の妥当性を検討するため、当審査会で平成28年4月7日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 一般的に被害者が避難している事案では、加害者はあらゆる手段を使って相談者を見つけ出し、連れ戻そうとするため、断片的な情報であっても、探索のヒントになる。また、相談者自身が加害者の関与を否定しても、その背景では加害者からの指示に従わざるを得ない状況に置かれている可能性も否定できず、

加害者から強要された相談者が本人開示請求をして、開示された情報によって再度被害を受けることも想定される。女性福祉相談の記録を開示すると、申立人本人の生命等を害するおそれがあることから本号に該当し非開示とした。

(イ) 本件の相談内容については、申立人から女性福祉相談を受けた女性福祉相談員が申立人から聞き取った内容が記載されており、これまでの経過等からは、申立人の生命等を害する具体的危険性が存続していたことが認められる。また、現時点においても、申立人の生命等を害する具体的危険性が存続していないと判断できる事情は確認できないことから、本件では危険性が存続していると判断した。

(ウ) 本件請求に先立ち、申立人から入所期間や日付のわかる証明書を求められた際、証明書は出せないものの、ほかに対応できることがないかを確認するため、申立人に対して、証明書を求める理由や用途等を尋ねたが、回答は得られなかった。

エ 当審査会としては、以上を踏まえ、本件相談内容及び相談経過を非開示とした本件処分の妥当性について次のとおり判断した。

(ア) 本件において、申立人が自己の個人情報の開示を求めることは、申立人に係る女性福祉相談が、実施機関においてどのように取り扱われているか確認するため、自己の情報の流れを自ら管理するという観点から、当然に認められる権利である。もっとも、前述のとおり、条例第22条第2号は生命等侵害情報については当該個人情報を開示しないことができると規定している。

さらに、女性福祉相談については、DV防止法や国の指針等により、被害者の安全確保や秘密保持、当該業務に携わる者の不適切な対応による二次的被害を生じさせない配慮が必要であるとされており、加害者は被害者の所在等を探索するためにあらゆる手段を用いて情報収集を図り、加害者が相談者本人や相談者の家族に接近することもあり得ることから、女性福祉相談に係る情報の取扱いには特段の慎重さが求められる。

以上のことからすると、本件が相談者本人からの個人情報本人開示請求であるとはいえ、その対応については、極めて慎重な判断が求められるものと考えられる。

(イ) 本件において、実施機関は、これまでの経過等から現時点においても申立人の生命等を害する具体的危険性が存続していると判断したと主張している。

そこで、当審査会が本件個人情報を見分したところ、申立人が中区こども家庭支援課で女性福祉相談を受けるまでに到ったこれまでの経過等から、加害行為や加害行為に至る探索などの申立人本人の生命等に対する具体的な侵害行為が存在したことが認められた。

そして、そうした具体的な侵害行為の危険性が喪失していることを確認できる事情は明らかになっていないことも認められた。

以上のことからすると、申立人本人の生命等に対する具体的な侵害行為の発生する蓋然性は、現在もなお存続しているという実施機関の主張は是認できる。

したがって、本件相談内容及び相談経過を申立人本人に開示すると、申立人本人にとどまらず、本人の家族等がその内容を知る可能性を否定できず、加害者に相談内容が伝わった場合には、加害行為が再発する危険性が生じるおそれ、又は加害者に探索の手掛かりを与えることとなり、その結果二次被害につながる危険性が生じるおそれがあると考えられ、本号に該当する。

#### (4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件相談内容及び相談経過を開示すると適切な情報管理や関係機関等との連携が困難となり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示としたとしている。

ウ 前記(3)ウの実施機関からの事情聴取では、次のとおり説明があった。

(ア) 女性福祉相談は、適切な情報管理や関係機関等との連携が業務上不可欠である。本件相談票、本件連絡文書及び本件定例決裁簿に相談経過として記載されているこども家庭支援課における支援方針や具体的な対応、関係機関等との連携に関する情報は、関係機関等に対する情報入手のために圧力をかける糸口になるおそれがある。これを開示すると、適切な情報管理や関係機関等との連携が困難となり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 民間の一時保護施設等の名称を横浜市が公表している事実はない。

また、一時保護施設等には、様々な事情を抱えた者が入所している。一時保護施設等の具体的な名称を開示することは、それが相談者本人に開示されるもの

であるとしても、本人以外の者がその内容を知る可能性は否定できない。その場合、相談者本人のみならず、他の相談者の安全確保にも支障をきたすおそれがある。このような事態が発生した場合には、女性福祉相談事業に対する信頼は失われ、相談者が安心して相談できなくなることは明らかであり、開示することは今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ そこで、当審査会としては、女性福祉相談事業の性質を踏まえ、本号の該当性について次のとおり判断した。

(ア) こども家庭支援課で行われる女性福祉相談事業の特徴は、こども家庭支援課単独でその解決及び救済を行うことは少なく、民間団体や当該団体が運営する施設を含む関係機関等との密接、迅速な連携と協力体制が必要となることから、相談者との間だけでなく関係機関等との信頼関係が必要である。

(イ) 本件相談票のうち年月日・記事欄に記録された相談内容及び相談経過並びに本件連絡文書に記録された関係機関等についての情報及び関係機関等との連携に関する内容については、申立人本人から聞き取った内容も一部含まれるが、相談受付後に、実施機関の担当課及び担当職員において、対応方針を決めて、関係機関等と連絡調整等を行った内容を記録したものである。

その一部であってもそれを開示することにより、こども家庭支援課、関係機関等がどのような方針の下にどのような対応をするかが明らかとなり、これらの情報を開示することは、関係機関等との信頼関係の構築、維持にとって重大な支障があるものと推察される。

(ウ) 本件相談票のうち対応欄及びその他欄並びに本件定例決裁簿の件名欄には、本件女性福祉相談についての中区こども家庭支援課における支援方針、具体的な対応の内容及び関係機関等に関する情報が記載されており、これを開示すると、こども家庭支援課における相談者に対する必要な支援及び保護、適切な情報管理、関係機関等との連携が困難となる。

(エ) 申立人は、民間の一時保護施設等が自ら名称を公表し、横浜市も補助金の交付対象として施設名を公表していると主張する。この点について当審査会で調査したところ、運営団体が一時保護事業を実施していることを公表していること、横浜市が、従前、一時保護事業に係る補助金の交付団体の名称を公表していたことは確認されたが、一時保護施設等の名称や所在等に関する情報を公表している事実は確認できなかった。

そもそも、一時保護施設等には、公営及び民営の別なく、様々な事情を抱えた者が入所している。具体的名称を含む一時保護施設等に関する情報が相談者本人に開示された場合、本人以外の者がその内容を知る可能性もまた否定できず、これらの情報を開示すると、他の相談者の安全確保にも支障をきたすおそれがあるというべきである。

(4) 以上のとおり、本件相談票のうち対応欄、その他欄及び年月日・記事欄、本件連絡文書に記録された関係機関等についての情報及び関係機関等との連携に関する内容並びに本件定例決裁簿の件名欄に記録された中区こども家庭支援課における支援方針、具体的な対応の内容及び関係機関等に関する情報については、開示すると今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する。

(5) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、本人開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件相談票及び本件定例決裁簿のうち決裁欄には、当該女性福祉相談票を作成・記録した女性福祉相談員2人の印影が記録されている。また、本件連絡文書の一部には、女性福祉相談員の氏名が記載されている。当該印影及び氏名は、申立人以外の個人に関する情報であって、申立人以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

当該女性福祉相談員は、囑託員であることから、職員録等でも氏名が公にされておらず、本号ただし書アには該当しない。また、当該情報は本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第2号、第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年9月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年10月15日 (第189回第三部会) 平成27年10月22日 (第277回第一部会) 平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・諮問の報告
平成27年12月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年2月25日 (第284回第一部会)	・審議
平成28年3月10日 (第285回第一部会)	・審議
平成28年3月24日 (第286回第一部会)	・審議
平成28年4月7日 (第287回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第288回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成28年5月12日 (第289回第一部会)	・審議
平成28年5月26日 (第290回第一部会)	・審議
平成28年6月9日 (第291回第一部会)	・審議
平成28年6月23日 (第292回第一部会)	・審議